

# 九州大学国語国文学会会則

## 第1章 総則

第1条 本会は、九州大学国語国文学会と称する。

第2条 本会は、事務所を九州大学文学部国語学国文学研究室内に置く。

第3条 本会は、会員相互の親睦と研究の向上を図ることを目的とする。

第4条 本会は、上記の目的を達成するため、次の事業を行う。

1. 会員名簿、雑誌『語文研究』の発行
2. 講演会、研究発表会、懇談会、研究旅行、卒業・入学生の歓迎会
3. 慶弔その他必要な事業

## 第2章 会員

第5条 本会の会員は、九州大学文学部及び大学院人文科学府の国語学国文学専攻及び旧九州帝国大学法文学部国文学科の現旧教員とその卒業生・修了生・在學生、並びに九州大学旧教養部国文学の教員を以て組織する。

## 第3章 役員

第6条 本会に次の役員を置く。

会長 1名 幹事 若干名 会計監査 2名

第7条 会長は、文学部国語学国文学専攻の先任教授をあて、本会を代表して、会務を総括する。

第8条 幹事は、会員中から下記の各項ごとに選出する。卒業生及び在學生の幹事員数は、幹事の教員員数と同数以上とする。

1. 九州大学の現職教員
2. 卒業生・修了生
3. 在學生

但し、1は全員とする。2は年次総会で選出するものとするが、現幹事会の推薦により総会でこれを検討の上決定することもできる。3は学年別に選出するものとする。会計監査は、幹事2の場合に準じてこれを選出するものとする。

第9条 幹事及び会計監査の任期は2年とし、重任・再任を妨げない。但し、学生幹事は1年とすることができる。

第10条 幹事は、会長を補佐して会務を分担する。

第11条 本会に名誉会長・顧問を置くことができる。任期は終身とする。名誉会長・顧問は幹事会に出席することができる。

## 第4章 会議

第12条 会議は、総会と幹事会とする。

第13条 総会は、年次総会と臨時総会とし、年次総会は春季に開催し、臨時総会は幹事会の決議を経て開催する。

第14条 幹事会は、必要に応じ、会長が召集して臨時開催する。

第15条 年次総会は、次の事項を処理する。

1. 前年度の収支決算
2. 事業の報告及び計画
3. 役員を選出
4. 会員の研究発表及び懇親会
5. その他必要と認める事項

## 第5章 会計

第16条 本会の経費は、会費、寄付金、その他の収入による。

第17条 本会の会費は、毎年1,000円、但し大学院生は500円、学部生は無料とする。

第18条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終る。

## 第6章 会則

第19条 会則の改変は、幹事会において草案を作成し、総会の議を経て行う。

第20条 第4条については、別に内規を定める。

## 附記

本会則は、平成7年6月4日から行う。

本会則は、令和4年6月5日から行う。

## 内 規

### 第1条 『語文研究』

第1項 九州大学国語国文学会は、その機関誌として『語文研究』を定期的に刊行する。

第2項 『語文研究』刊行のため九州大学国語国文学会の下に『語文研究』刊行会を設置する。

第3項 刊行会は九州大学国語国文学会会員によって構成する。

第4項 九州大学国語国文学会会長は刊行会会長を兼任し、会務を総括する。

第5項 刊行会運営・編集に関しては委員会を設け、当委員会は教員、卒業生幹事若干名

及び大学院生を以て構成する。

第6項 刊行会の会計は九州大学国語国文学会とは別個のものとする。

第7項 刊行費には次の各項をこれに充てる。

イ. 会費及び非会員購読料                      ロ. 寄付金その他

第8項 刊行会員中、通常会員のほかに特に維持会員を設けその経済的な協力を得ることができる。

第9項 刊行会費は、年額2,000円（各号1冊配布）とする。非会員購読料は、1号あたり1,000円とする。

## 第2条

第1項 会員が死亡した場合は弔辞及びその他の方法を以て弔意を表わす。